

国民健康保険税

後期高齢者医療保険料

支払方法が選択に

特別徴収（年金天引き）から口座振替に変更する場合は、一定の要件を満たす場合に限り、平成21年4月から要件がなくなり、特別徴収と口座振替が選択できるようになります。

特別徴収から、口座振替による支払いに変更する場合は、それぞれ窓口で手続きが必要です。

手続きに必要なもの

- 国民健康保険税
 - ・ 国民健康保険証
- 後期高齢者医療保険料
 - ・ 後期高齢者医療被保険者証
- 共通
 - ・ 口座情報がわかるもの
 - ・ 金融機関の届出印

詳しくはお問い合わせください

国民健康保険税

税務課町民税係

☎ 985-4110

後期高齢者医療保険料

町民課保険医療係

☎ 985-4107

社会保険料控除について

年金天引きと口座振替では所得税・住民税の社会保険料控除について取扱いが異なりますのでご注意ください。

年金天引きによる特別徴収

年金受給者に社会保険料控除が適用されます。

口座振替・納付書による普通徴収

実際に支払った方に社会保険料控除が適用されます。

支払方法によって、所得税・住民税の社会保険料控除の適用者が変わるため、世帯全体で見たとときの税額が変化する場合があります。

退職したら必ず手続きを！

会社などを退職し、厚生年金や共済組合の加入者でなくなった時は、国民年金への切り換え手続きが必要です。

なお、扶養している配偶者も変更が必要となります。忘れずに手続きをしましょう。

退職による保険料免除

国民年金保険料の免除は、本人、配偶者及び世帯主の前年の所得を基準に決定されますが、失業により収入がないときは、特例として認められる場合があります。

納付が困難な場合は、保険料免除申請をしましょう。

結婚50年目のご夫婦を表彰します

金婚表彰を行いますので、町内在住で結婚50周年を迎えるご夫婦（昭和34年中にご結婚されたご夫婦）は、各校区の老人クラブ会長か介護保険課地域包括支援センター係まで連絡をお願いします。

手続先 町民課住民係又は松山西社会保険事務所
持参物
・ 年金手帳
・ 認印
・ 離職票又は雇用保険受給資格者証

町民課住民係

☎ 985-4106

松山西社会保険事務所

国民年金課

☎ 925-5175

ねんきんダイヤル

☎ 0570-05-1165

松前校区会長

☎ 984-2208

北伊予校区会長 高石 勝

☎ 984-2718

岡田校区会長 茂川俊一

☎ 984-2522

介護保険課

地域包括支援センター係

☎ 985-4205